

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 10 | 枚方市軽自動車税事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、軽自動車税事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和1年6月13日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|--------|--|
| ①事務の名称 | 軽自動車税事務 |
| ②事務の内容 | <p>地方税法等の法律に従い、軽自動車税業務で以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 賦課事務 納税義務者、軽自動車検査協会より收受した軽自動車税(登録・廃車)申告書等により軽自動車税の賦課を行う。また、修正を伴う申告書や、調査を行った結果等に基づき、賦課決定内容の更正を行う。 2. 通知事務 納税義務者に対し軽自動車税の税額通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、納税義務者に変更内容を通知する。 3. 情報照会・提供事務 他自治体等関係機関と課税状況等情報照会・提供事務を行う。 4. 証明発行事務 納税者等からの申請により、継続検査用納税証明書を発行する。 <p>※詳細は別紙1「事務の内容」を参照。</p> |
| ③対象人数 | <p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

| | |
|-------------|--|
| ①システムの名称 | 税総合システム |
| ②システムの機能 | <p>(宛名システム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名情報管理機能 住民登録者、住民登録外者及び事業所の住所・氏名(名称)・送付先等の宛名情報を管理する。 <p>(軽自動車税システム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車両異動・照会機能 車両の異動入力、照会を行う。 2. 賦課入力・照会機能 賦課情報の入力、照会を行う。 3. 帳票発行機能 納税通知書等を作成、発行を行う。 <p>(収納システム)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽自動車税システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。 2. 納税義務者が納付した収納情報を入手し、収納システムに取り込む。 |
| ③他のシステムとの接続 | <p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (軽自動車税ファイリングシステム)</p> |

システム2～5

システム2

| | |
|----------|--|
| ①システムの名称 | 軽自動車税ファイリングシステム |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 1. イメージ生成機能 軽自動車税申告書をスキャンし、イメージ生成を行う。 2. イメージ検索機能 宛番号等をもとに対象者の軽自動車税申告書イメージの検索を行う。 3. アノテーション機能 イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する。 |

| システム5 | |
|-------------|--|
| ①システムの名称 | 庁内連携システム |
| ②システムの機能 | ・統合データベース管理、連携機能 住民基本台帳情報や個人住民税情報等、各業務システムを利用する上で必要な情報を、業務連携用データベース(またはファイル)として保持し、庁内業務システム間の情報連携を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存各業務システム) |
| システム6～10 | |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------------------|---|
| 軽自動車税ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一の16の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の27、28の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、21条)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税業務において個人番号を利用する。</p> |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【照会】 ・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</p> <p>【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。</p> |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 枚方市役所 財務部 税務室 市民税課 |
| ②所属長の役職名 | 市民税課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| 特に無し | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| 軽自動車税ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 枚方市の軽自動車税納税義務者のうち個人番号を有する者 |
| その必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ公平な賦課の実現のため。 ・課税資料の適正化・効率化のため。 ・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のため。 |
| ④記録される項目 | [50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報 : 本人確認に必要 ・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報 : 軽自動車税の調査事務、納税義務者への問い合わせに必要 ・連絡先 : 納税義務者への問い合わせに必要 ・地方税関係情報 : 賦課を行うため必要 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 枚方市役所 財務部 税務室 市民税課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（障害福祉室、生活福祉室） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（運輸支局、地方公共団体情報システム機構） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（軽自動車検査協会） <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム） | | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、個人番号を利用する。 ・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。 | | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 財務部 税務室 市民税課 | | | | | | | |
| | 使用者数 | [10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | <p>1. 申告書受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者より提出された軽自動車税申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 <p>2. 賦課決定事務、賦課更生事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 納税通知書、減免決定通知書に個人番号を出力し、納税義務者へ送付する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、軽自動車税の減免判定等を行う。 <p>3. 軽自動車税事務全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。 | | | | | | | | |
| 情報の突合 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記項番1において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上記項番2において、情報提供ネットワークを介して符号で突合し、生活保護受給情報および障害者手帳情報を照会する。 ・上記項番3において、個人番号カード等と個人番号で突合し、本人確認を行う。 | | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|---|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件 | |
| 委託事項1 | 税務システム全般のシステム運用・保守業務 | |
| ①委託内容 | ・システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視、職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などの運用業務を行う。 ・アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応などの保守業務を行う。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 富士通株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。 |
| | ⑥再委託事項 | ・システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視、職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などの運用業務 ・アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応などの保守業務 |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | 軽自動車税納税通知書の印刷、封入封緘業務 | |
| ①委託内容 | データを提供し、印刷会社にて納税通知書を紙出力し、封入封緘まで行う。 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 塚田印刷株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない |
| 提供先1 | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②提供先における用途 | |
| ③提供する情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [] [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 自治体識別コード、2. 車両コード、3. 車両履歴番号、4. レコード区分、5. 標識コード、6. 標識記号、7. 標識番号、8. 編集済標識、9. 車種、10. 義務者宛名番号、11. 所有者宛名番号、12. 使用者宛名番号、13. 車名、14. 車台番号、15. 型式、16. 年式、17. 原動機型式、18. 排気量、19. 定格出力、20. 認定番号、21. 課税区分、22. 特例区分、23. 所有形態、24. 登録理由、25. 登録年月日、26. 登録処理年月日、27. 廃車理由、28. 廃車年月日、29. 廃車処理年月日、30. 標識回収区分、31. 保留減免有無フラグ、32. 自治体コード、33. 定置場区分、34. 定置場自治体コード、35. 定置場町名、36. 定置場番地、37. 定置場枝番、38. 定置場小枝番、39. 定置場番地編集区分、40. 初度検査年月、41. 課税年度、42. 賦課履歴番号、43. 調定年度、44. 通知書番号、45. 課税状況、46. 賦課異動理由、47. 賦課異動年月日、48. 賦課異動処理年月日、49. 税率、50. 減免額、51. 年税額、52. 通知税額、53. 納期限区分、54. 納期限、55. 通知年月日、56. 通知書作成年月日、57. 口座有無フラグ、58. 調定年月日、59. 予定決定区分、60. 保留減免履歴番号、61. 格納種別、62. 申請年月日、63. 開始理由、64. 開始年月日、65. 開始処理年月日、66. 障害者宛名番号、67. 解除理由、68. 解除年月日、69. 解除処理年月日、70. 特記情報、71. 転出者通知区分、72. 転出者通知年月日、73. 納税義務者区分、74. 義務者氏名、75. 所有者氏名、76. 使用者氏名、77. 障害者氏名、78. 性別、79. 個人法人詳細区分、80. 通称名優先区分、81. 宛名異動事由、82. 世帯番号、83. 続柄、84. 生年月日、85. 郵便番号、86. 市内市外区分、87. 住所自治体コード、88. 住所町名、89. 住所番地、90. 住所枝番、91. 住所小枝番、92. 住所番地編集区分、93. 住所、94. 電話番号、95. 方書、96. 個人番号、97. 法人番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|--|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 軽自動車税ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>①軽自動車税申告書、減免申請書からの入手 納税義務者等が地方税法等の規定に基づき、軽自動車税申告書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報入手の防止に努めている。</p> <p>②窓口対応など 軽自動車税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| 届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか、システムへの入力後、入力した職員とは別の職員が届出・申請内容とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・システム全般の利用に係る証跡(ログ)を取得する。 ・職員を対象に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修や注意喚起を行い、業務外利用の禁止等について徹底する。新たに配属になった職員には、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を別途行う。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p> |
| 具体的な管理方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・端末にアクセスするためのカード認証と、システムにアクセスするためのID・パスワードによる認証を行っており、業務上、必要最低限に限定した特定の職員や作業従事者のみが照会できるようにしている。また、当該職員の職責によりアクセス権限を設定している。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。 |
| その他の措置の内容 | <p>アクセス権限の発効・失効について、以下の管理を行う。</p> <p>1. ID・パスワードの発効管理 ・アクセス権限が必要となった場合、事務を担当する課長代理が事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認する。そのうえで事務に必要なアクセス権限のみを申請し課長が承認する。 ・申請に基づき、システム担当がアクセス権限を更新し、別の職員が入力内容を照合・確認した上で、当該IDを発効させる。</p> <p>2. 失効管理 ・定期的または異動・退職等で権限が失効した場合、権限を有していた事務を担当する課長代理が確認する。そのうえで権限の失効を申請し課長が承認する。 ・申請に基づき、システム担当がアクセス権限を更新し、別の職員が入力内容を照合・確認した上で、当該IDを失効させる。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、離席したときも情報を覗けないようにする。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、不要になったときは、シュレッダー等の復元不可能な方法により直ちに廃棄する。

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。 | |
| その他の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。再委託先も同様に扱う。 ・委託先等の従業者については、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をさせる。 | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティまたは個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室で受託業者が作業する場合は、市民税課職員が立ち会う。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバ室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [○] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [O] 接続しない(提供) |
|---|--|--|-----------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><枚方市における措置> 番号法等の規定に基づき認められている範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会、及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることが、システム上、担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p> | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない | 2) 十分に行っている |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし |
| その内容 | 該当無し | | |
| 再発防止策の内容 | 該当無し | | |
| その他の措置の内容 | 特に無し | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 物理的対策

<枚方市における措置>

- ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退はICカードにより記録している。
- ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。
- ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

2. 技術的対策

<枚方市における措置>

- ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、不正侵入防止装置(IPS)を設置している。
- ・インターネットとつながらないようにネットワークを切断している。
- ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。
- ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

| | |
|--|--|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する特記仕様書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 |
| ②請求方法 | 枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 財務部 税務室 市民税課 |
| ②対応方法 | 上記記載の窓口へ直接訪問、もしくは電話による問い合わせにより対応する。 問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 平成29年7月14日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | — |
| ②実施日・期間 | — |
| ③主な意見の内容 | — |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | — |
| ②方法 | — |
| ③結果 | — |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|---|------|--------------------------------------|
| 平成29年7月14日 | I-2.特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムのうちシステム4 ②システムの機能 | <p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> | <p>1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。</p> <p>4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更 に該当しない。 |

| | | | | | |
|------------|--------------------|---|---|----|---|
| 平成29年7月14日 | | <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p> | <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更 に該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | I-3.個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲) 第1項 別表第一(16項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税業務において個人番号を利用する。</p> | <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第1の16の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の27、28の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、21条)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税業務において個人番号を利用する。</p> | 事後 | 表記の修正であり、特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更 に該当しない。 |

| | | | | | |
|------------|--|--|---|----|---|
| 平成29年7月14日 | I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号<別表第二における情報照会の根拠>(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> | <p>【照会】</p> <p>・番号法別表第2の27の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条)</p> <p>【提供】</p> <p>情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。</p> | 事前 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携に関する変更であり、特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更に変更に該当する。 |
| 平成29年7月14日 | I-6.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 門田 豊 | 岩崎 修二 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更に変更に該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | II-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託のうち委託事項1 ⑤再委託の許諾方法 | 再委託は原則として認めないが、予め書面により市長の許諾を得た場合は、この限りではない。 | 再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更に変更に該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | III-3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、離席したときも情報を覗けないようにする。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 | <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、離席したときも情報を覗けないようにする。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ、不要になったときは、シュレッダー等の復元不可能な方法により直ちに廃棄する。 | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更に変更に該当しない。 |

| | | | | | |
|------------|---|---|---|----|--|
| 平成29年7月14日 | Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容 | <p>個人情報保護に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複写の禁止、提供資料の返還または廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定 <p>個人情報に係る管理規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所におけるの遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業におけるの遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定 | 委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当 | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの担保 具体的な方法 | 許諾のない再委託は禁止する。許諾する場合、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。 | 再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。 | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティまたは個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。 | <p>業者の選定について、ISMSやプライバシーマークなど、情報セキュリティまたは個人情報保護に関する第三者認証を取得していることを条件としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室で受託業者が作業する場合は、市民税課職員が立ち会う。 ・委託先従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバ室に持ち込む事を禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。 | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | <p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出は磁気カードにより記録している。(略) | <p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出はICカードにより記録している。(略) | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更該当しない。 |

| | | | | | |
|------------|--|---|--|----|--|
| 平成29年7月14日 | Ⅲ-9.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 | <p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。(略) | <p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。(略) | 事後 | リスクを軽減させる変更であり、特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更には該当しない。 |
| 平成29年7月14日 | V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日 | 2015/6/1 | 2017/7/14 | 事後 | 重要な変更には当たらないため。 |
| 令和1年6月13日 | I-6.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 岩崎 修二 | 市民税課長 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年6月13日 | Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託のうち委託事項2 ③委託先名 | レスター工業株式会社 | 塚田印刷株式会社 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針に定められている重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年6月13日 | Ⅱ-6.特定個人情報の保管・消去 | <p><枚方市における措置></p> <p>入退館管理カードにより入退室管理を行っている施錠された管理区域内に設置したサーバで管理する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | <p><枚方市における措置></p> <p>入退出管理カードにより入退出管理を行っている施錠された管理区域内に設置したサーバで管理する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 書類は所定の施錠可能な保管庫で保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> | 事後 | リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|------------------|--|---|----|--|
| 令和1年6月13日 | II-(別添1)ファイル記録項目 | <p>1. 自治体識別コード、2. 登録年月日、3. 登録処理年月日、4. 廃車年月日、5. 廃車処理年月日、6. 標識回収区分、7. 課税年度、8. 調定年度、9. 賦課異動年月日、10. 賦課異動処理年月日、11. 税率、12. 減免額、13. 年税額、14. 通知税額、15. 納期限、16. 通知年月日、17. 通知書作成年月日、18. 調定年月日、19. 予定決定区分、20. 格納種別、21. 申請年月日、22. 開始年月日、23. 開始処理年月日、24. 減免区分、25. 解除年月日、26. 解除処理年月日、27. 特記情報、28. 取込年月日、29. 申告書連番、30. 異動年月日、31. 納税義務者区分、32. 所有者氏名、33. 使用者氏名、34. 旧標識記号、35. 旧標識番号、36. 処理済年月日、37. 受付年月日、38. 処理年月日、39. 登録理由、40. 廃車理由、41. 課税状況、42. 賦課異動理由、43. 開始理由、44. 解除理由、45. 異動事由、46. 旧標識、47. 返納状態、48. 処理事由、49. 課税区分、50. 型式、51. 義務者宛名番号、52. 原動機型式、53. 自治体コード、54. 車台番号、55. 使用者宛名番号、56. 初度検査年月、57. 所有者宛名番号、58. 定置場区分、59. 特例区分、60. 認定番号、61. 年式、62. 排気量、63. 標識記号、64. 標識番号、65. 車種、66. 車名、67. 車両、68. 所有形態、69. 定置場、70. 個人番号、71. 法人番号</p> | <p>1. 自治体識別コード、2. 車両コード、3. 車両履歴番号、4. レコード区分、5. 標識コード、6. 標識記号、7. 標識番号、8. 編集済標識、9. 車種、10. 義務者宛名番号、11. 所有者宛名番号、12. 使用者宛名番号、13. 車名、14. 車台番号、15. 型式、16. 年式、17. 原動機型式、18. 排気量、19. 定格出力、20. 認定番号、21. 課税区分、22. 特例区分、23. 所有形態、24. 登録理由、25. 登録年月日、26. 登録処理年月日、27. 廃車理由、28. 廃車年月日、29. 廃車処理年月日、30. 標識回収区分、31. 保留減免有無フラグ、32. 自治体コード、33. 定置場区分、34. 定置場自治体コード、35. 定置場町名、36. 定置場番地、37. 定置場枝番、38. 定置場小枝番、39. 定置場番地編集区分、40. 初度検査年月、41. 課税年度、42. 賦課履歴番号、43. 調定年度、44. 通知書番号、45. 課税状況、46. 賦課異動理由、47. 賦課異動年月日、48. 賦課異動処理年月日、49. 税率、50. 減免額、51. 年税額、52. 通知税額、53. 納期限区分、54. 納期限、55. 通知年月日、56. 通知書作成年月日、57. 口座有無フラグ、58. 調定年月日、59. 予定決定区分、60. 保留減免履歴番号、61. 格納種別、62. 申請年月日、63. 開始理由、64. 開始年月日、65. 開始処理年月日、66. 障害者宛名番号、67. 解除理由、68. 解除年月日、69. 解除処理年月日、70. 特記情報、71. 転出者通知区分、72. 転出者通知年月日、73. 納税義務者区分、74. 義務者氏名、75. 所有者氏名、76. 使用者氏名、77. 障害者氏名、78. 性別、79. 個人法人詳細区分、80. 通称名優先区分、81. 宛名異動事由、82. 世帯番号、83. 続柄、84. 生年月日、85. 郵便番号、86. 市内市外区分、87. 住所自治体コード、88. 住所町名、89. 住所番地、90. 住所枝番、91. 住所小枝番、92. 住所番</p> | 事後 | <p>特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。</p> |
|-----------|------------------|--|---|----|--|

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|----|-----------------------------------|
| 令和1年6月13日 | Ⅲ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の内容 | 委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当 | 委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。番号法等の関係法令の遵守・秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止・目的外利用の禁止・複製の禁止・情報の返却、消去、廃棄・従業員の特定・従業員への監督及び教育・市の検査、報告の求めへの応諾・漏えい等事案に係る損害の賠償・再委託の条件・再委託先に対する監督とその履行状況の報告・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施・仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当。 | 事後 | リスクを軽減させる変更であるため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年6月13日 | Ⅲ-7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | 2. 技術的対策 <枚方市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。 | 2. 技術的対策 <枚方市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークを切断している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。 |
| 令和1年6月13日 | Ⅲ-9.従業員に対する教育・啓発 具体的な方法 | <枚方市における措置> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特定個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | <枚方市における措置> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する特記仕様書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更には該当しない。 |

| | | | | | |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----|--------------------------------------|
| 令和1年6月13日 | IV-1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法 | 枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける。 | 枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。 | 事後 | 特定個人情報保護評価指針で定められている重要な変更 に該当しない。 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----|--------------------------------------|